## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 新旧対照表

# 別表第15(第71条関係)

土壌汚染に関する基準

新

土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム として <u>0.003</u> ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウム として <u>45</u> ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン として50ミリグラム
<sup>9 ん</sup> 有機	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として 0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として 150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム として0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロム として250ミリグラム
ひ 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として 0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として 150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として 0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として 15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグ ラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグ ラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ	

### 別表第15(第71条関係)

土壌汚染に関する基準

旧

土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム として <u>0.01</u> ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウム として <u>150</u> ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン として50ミリグラム
有機	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として 0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として 150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム として0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロム として250ミリグラム
ひ 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として 0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として 150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として 0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として 15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグ ラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグ ラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ	

	グラム	
1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリ グラム	
1、1―ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグ ラム	
1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグ ラム	
1、1、1―トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラ ム	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム	
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリ グラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグ ラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとし て0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとし て150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素とし て1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素とし て0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類 として1,000ピコグラム

	グラム	
1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリ グラム	
1、1―ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグ ラム	
1、2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグ ラム	
1、1、1―トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラ ム	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム	
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリ グラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグ ラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとし て0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとし て150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素とし て1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素とし て0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類 として1,000ピコグラム

### 備考

- 1 「検液中に検出されないこと。」とは、2 に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告 示第46号)に定める方法によるものとする。
- 3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及び その化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びそ の化合物、ふっ素及びその化合物

土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成 15 年環境省告示第 19 号)

(2) ダイオキシン類

環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法

4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

### 備考

- 1 「検液中に検出されないこと。」とは、2 に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告 示第46号)に定める方法によるものとする。
- 3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及び その化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びそ の化合物、ふっ素及びその化合物

土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法 (平成 15 年環境省告示第 19 号)

(2) ダイオキシン類

環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法

4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベン ゾーパラージオキシンの毒性に検算した値とする。